

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600266 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600120 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月29日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成17年7月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間において賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者であったが、B金融機関C支店から提出された請求者に係る「預金取引明細表1」によると、平成17年7月29日に、D社から8,050円が振り込まれていることが確認できる。

また、D社が提出した資料によると、平成17年7月29日に、同社が請求者に1万円の特別賞与を支払っていたことが確認できる。

このことについて、D社は、「A社は、当社の100%子会社であり、平成17年7月29日の振込は、当時、Eグループに在籍していた従業員に支給した特別賞与である。当該特別賞与の計算及び支払は当社が担当しており、支払後にA社に支払金額を請求していた。社会保険関係事務は、当社からの連絡を基にA社が行っていたが、当該特別賞与については、当社からの連絡が漏れていた。」と回答していることから、請求者の請求期間の賞与については、A社から支給されたものであると認められる。

また、D社から提出された同僚に係る「平成17年賃金台帳一覧」によると、当該同僚は、

所属がA社となっており、請求期間の賞与から支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、同社は、請求者に係る賃金台帳は残っていないが、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において1万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記「預金取引明細表1」において確認できる振込日及びD社の回答から、平成17年7月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月29日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600260号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1600030号

第1 結論

昭和48年4月から昭和53年3月までの請求期間については、請求期間当時、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和53年4月から昭和61年3月までの請求期間及び平成4年8月から平成5年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和48年4月から昭和53年3月まで
② 昭和53年4月から昭和61年3月まで
③ 平成4年8月から平成5年2月まで

請求期間①について、私は、A社に勤務を始めた昭和48年4月に、B市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同社を辞めた昭和53年3月までの国民年金保険料を、銀行の口座振替により納付した。

請求期間②について、昭和53年4月に、B市役所で国民年金保険料の納付方法を変更する手続を行い、その後、昭和61年3月までの国民年金保険料を、市役所から送られてきた納付書により、1か月ごとに銀行で納付した。

請求期間③について、勤務していた会社を退職した平成4年8月に、B市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後、平成5年2月までの国民年金保険料を、市役所から送られてきた納付書により、1か月ごとに銀行で納付した。

請求期間①が未加入による未納、請求期間②及び③が未納となっていることに納得がいかないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、昭和48年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和61年4月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者が所持する2冊の年金手帳において、初めて国民年金の被保険者となった日は、

いずれも「昭和 53 年 4 月 1 日」となっており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、請求期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、銀行の口座振替により納付したと主張しているが、B 市は、同市において銀行の口座振替による国民年金保険料の納付が開始されたのは昭和 52 年度からであると回答していることから、請求期間①のうち大部分は口座振替による保険料の納付ができなかった期間である。

加えて、前述のとおり、請求者の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和 61 年 4 月の時点では、請求期間②の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、請求期間②のうち、昭和 59 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、過年度納付又は現年度納付により保険料を納付できる期間であるが、請求者は、遡ってまとめて保険料を納付したことはないと陳述している。

2 請求期間③について、請求者は、勤務していた会社を退職した平成 4 年 8 月に B 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、i) B 市の「国民年金収納簿」によると、請求者の国民年金手帳記号番号における資格喪失日は、平成 2 年 10 月 15 日となっており、それ以降、同番号において再取得した記録が確認できること、ii) オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失についての記録は、平成 12 年 5 月 2 日に遡って処理が行われていることが確認できることから、平成 4 年 8 月当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続は行われていなかったものと推認され、請求者の主張と一致しない上、当該処理が行われた平成 12 年 5 月の時点において、請求期間③は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、請求者は、請求期間③の国民年金保険料について、市役所から送られてきた納付書により、1 か月ごとに銀行で納付しており、保険料をまとめて納付したことではないと主張しているところ、上記「国民年金収納簿」において、請求者が国民年金保険料を現年度納付した請求期間③の前後の期間に係る収納記録は確認できるものの、請求期間③に係る記録は見当たらぬ。

3 請求者の主張のとおり、請求期間①から③までの国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600256号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600118号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年7月

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②において、振込で賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、請求期間①及び②当時の資料は保管していないと回答しており、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における賞与支給等について具体的な陳述を得ることができず、訂正請求記録の対象者の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

なお、請求者は、請求期間①及び②の賞与について、銀行振込で支払を受けたと主張しているが、A社は、「賞与は、会社設立時から現在に至るまで現金で支給している。」と回答している上、複数の同僚も、「賞与は現金支給であった。」と陳述していることから、預金通帳等によ

り当該期間における賞与の支払を確認することはできない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600272号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600119号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年2月1日から同年5月1日まで

A社に平成4年2月1日に入社したのに、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は同年5月1日となっており、同年2月から同年4月までの試用期間であった3か月が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間を被保険者期間とし、A社における資格取得年月日を平成4年2月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間は試用期間であったとしているところ、請求者から提出された請求期間中である平成4年4月の給与に係る「1992年5月分給与支給明細書」(写)において、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は無く、厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。